〔発行所〕
全国港湾労働組合連合会
〒144-0052 東京都大田区蒲田5-10-2
日港福会館1F
電話：03—3733—2561
FAX：03—3733—2627
発行人：玉田雅也
定価：30円（組合費に含む）

全国港湾

NATIONAL FEDERATION OF DOCKWORKERS UNIONS OF JAPAN
(ZENKOKU-KOWAN)

ZENKOKU-KOWAN

E-Mail：nfduj@zenkoku-kowan.jp

（毎月1回15日発行・平成7年8月18日第三種郵便物認可）
2021年11月15日　第344号

21秋年末中央行動に取組む

全国港湾と港運同盟は、十一月十七日（水）から十八日（木）にかけて「二一秋年末闘争中央行動」を取り組んだ。この行動には、全国港湾中央執行委員と港運同盟四役を中心に焦眉の課題となった関係地区代表を招聘し合わせて四十四名が参加した。

行動は、新型コロナウイルス感染症の感染者数が縮小傾向にあったが、第六波が懸念されることから参加者人数を絞り、中央執行委員を中心にした行動を取り組むこととした。また、港湾倉庫・背後地物流倉庫、石綿問題、石炭火力老朽設備削減についての実情など関係地区の具体的事例などを反映する必要から、川村議長（北海道港湾）、佐藤幹事（日本海地区港湾）、新妻議長（東北港湾）橋崎議長（四国港湾）、渡辺事務局次長（大港労協）、西澤事務局長（神戸港湾）の各地区から行動に参加した。

また、申し入れに際して、十一月九日（火）九時三十分から厚生労働省、同日十一時から国土交通省に対して事前にレクチャーを行った。

行動の第一日目は、十七日（水）十三時に国土交通省前に集合して行動に先立ち、意思統一集会が開催された。

集会では、主催者を代表し全国港湾柏木委員長から中央行動に際してのたたかう決意表明を受け、参加者全員が交渉場所の国土交通省会議室に入った。

交渉については、コロナ禍の現状を鑑み、交渉場所を移動せず、国土交通省会議室で行うとして、十三時三十分から十五時まで国土交通省と、十五時二十分から十六時三〇分まで厚生労働省と行った。

両省ともに回答は、従前の域を超えるものではなかったが、国土交通省では、引き続き、適正料金収受に関する要望については、港湾運労政懇話会の場を活用して情報の共有化をするとともに、議論を重ね、施策化が可能となったものから順次、具体化を進めたいと考えている。脱石炭については、引き続き、港湾労組の皆さんのご懸念を資源エネルギー庁にお伝えするとともに、雇用と就労への影響の発生防止・最小化に十分に留意して検討が行われるよう、働きかける。厚生労働省では、港湾労働法の適用拡大については、港湾労使による港労法問題労使検討委員会での議論を前提としつつ、関係労働局、貴組合及び国土交通省とも相談し、具体的な問題点等を把握して、どの港湾にどのような観点から調査を行なうべきかなどの検討を行う。マルチテナント型の港湾倉庫の指定については、対応方針案については、今後、貴組合にも説明させていただきたい。等の回答があった。

一日目の行動の最後は、国土交通省前にて、港運同盟梶山副会長の「団結ガンバロー」で第一日目を締めくくった。

第二日目の十八日（木）は、参加者を在京中央執行委員に絞り、十時から消防庁に六名、十三時三十分から外国船舶協会に五名、十五時三十分から経済産業省・資源エネルギー庁に十四名、同時刻、日本貿易会に五名が各々申入れ、要請を行った。

事態打開への努力を評価し、年末年始例外荷役実施を決断！

十月十四日の労使政策委員会において、日港協は、邦・外船社からの要請として「年末年始例外荷役の実施」を全国港湾に求めてきた。私達は、産別最賃制度に対する団交拒否にみられる「労使問題の異常さ」を重くとらえ、「二一年度年末年始例外荷役の実施要請を受け入れられない」との判断に至った。

そして、この取り組みの意義・目的を、同日、労使政策委員会の交渉状況など現下の労使協議の焦点や全国港湾としてのたたかいについて、全国決起集会（リモート）を開催した。

また、十月二十八日には、内外に広く私達の意図を理解してもらうために、声明を発出し、翌十月二十九日、正常な労使関係の再構築・年末年始荷役を巡る全国港湾の立場を明らかにするため記者会見を行った。会見は、リモートで各地区・職場と結び組合員に理解と協力を求めると同時に、ユーチューブも配信し、再視聴できるようにした。また、声明と行動を決断した背景を掲載した緊急ビラを作成し、各地区港湾で活用できるようにした。

十一月四日、日港協労務委員と年末年始例外荷役の実施を求めて、協議を行い、組合側は、「正常な労使関係に戻すこと」を強く主張し、日港協側は内部検討するとした。

十一月五日には、外船協、貿易会に出向き、全国港湾の声明を手交し、日港協に対し「姿勢を質し、正常な労使関係に戻すよう働きかけること」を要請した。

十一月十五日に再度、日港協と折衝を行い、前向きな回答があり、それを踏まえて、十一月十六日に第四回中央執行委員会を開き、議論した結果、十一月十九日（金）十一時から労使政策委員会を開催して年末年始例外荷役について日港協の意思を質していくこととした。

当日、労務委員長より、改めて、十月十四日開催の労使政策委員会で提案した年末年始例外荷役の申入れについて、二一春闘継続協議が一向に進んでいない中、協力要請を先に行ったことに謝罪があった。

その上で、組合側の「労使間に積み残っている多くの課題（二一春闘継続課題含む）の解決が遅々として進まないのは、産別最低賃金の問題が根底にあるのではないか」との指摘は、真摯に受け止め、問題解決に向けた努力を加速させることに加え、会員店社への経営に影響が出ない事が確認されれば、速やかに交渉に応じることが、正常な労使関係に戻す重要な要件であると強く認識していると明言した。

以上の日港協の表明に対し、組合側は「労務委員長の正常な労使関係に戻す努力」という発言を評価するとしたうえで、出来るのであれば、司法の判断を求めるまでもなく、常に労使協議を進めつつ正常な労使関係に戻す決断をすべきと要請した。そのうえで、年末年始例外荷役の実施について、日港協の要請に応じることを決断した。

また、組合側からは、これまでの懸案事項について、今日を起点にして一つでも二つでも三春闘を待つことなく課題をクリアするために、協議することを深めていくこととした。

以上を踏まえて、十二月六日に事務折衝を行ない、年内にも労使協議を開くことが出来るよう協議課題の整理と問題解決への議論を積み残しの課題を一つでも労使間で協議し解決の方向に進むことに賛同するとした。

業側からは、

年末年始例外荷役に関する労使政策委員会議事確認

2021年（令和3年）12月31日から2022年（令和4年）1月4日（但し、1月1日は除く）の間の例外荷役について下記の通り実施する。

記

1. 当該4日間を「年末年始休日」とする。
   但し、時間外基礎分母は現行通りとする。
2. 「日中荷役とする。」の原則は、徹底し順守する。
   但し、1月4日については取り切り船に限り原則18時迄とする。
   なお、詳細については必要な地区（港）労使で対応する。
3. 1月4日の平日化については継続協議とする。
4. 出勤者に対しては、割増賃金及び精励金を支給し、かつ代休を保障する。
5. 例外荷役は、本船作業及びその作業に係わる倉庫・物流倉庫に限定する。
   ただし、ライフライン関連など緊急貨物に係る作業については、地区（港）労使でその取扱いについて協議し決定した上で実施することが出来る。

以　上

2021年（令和3年）11月19日

シャモ樽

新型コロナウイルス感染拡大に揺れた二〇二〇年度は、過重労働による脳・心疾患労災申請件数が七百八十四件と、前年に比べ十六%減少した。在宅勤務や休・失業者が増えたためとみられる▼一方、過労死弁護団全国連絡会議に寄せられた相談では『残業は百二十時間を超えている。年休が取れない。』『コロナ感染者対応で夜中まで残業をしている』など、コロナ対応に追われるエッセンシャルワーカーからの悲痛な訴えが相次いだと言われている▼今年度の厚生労働省『過労死防止白書』によると、脳・心疾患の労災認定件数は『減少傾向』と説明している。たしかに一九年度の二一六件から一九四件と微減しているが、楽観はできない▼同事務局長の玉木弁護士は『多くの企業は不況期に人を減らしている。経済が回復し業務量が増えても、そう簡単に人を増やせず、過労死が起きやすい時期だ。特に飲食店や旅行、宿泊など、コロナで人員を抑えていた業種ほど危ない』と警告している。働きすぎによる健康被害を出さないためにも『適正な人の確保と、適正な業務量に減らすことが重要であり、そのことを労使でしっかりと話し合う事が重要である。二三春闘でしっかり賃上げを行い、人材を確保することが求められる。